

社会福祉法人明峰福祉会 役員名簿

理事長	佐々木 経 人	東栄町	評議員	山 本 一 士	東栄町
理事	佐々木 輝	設楽町	評議員	清 王 しず江	東栄町
理事	松 村 寿 成	豊根村	評議員	鈴 木 義 治	東栄町
理事	三 城 富 子	やまゆり荘	評議員	渡 邊 俊 也	設楽町
理事	村 松 小依子	偕楽園	評議員	伊 藤 喜 子	設楽町
理事	長 谷 みなつ	訪問看護管理者	評議員	黍 嶋 和 代	豊根村
			評議員	佐々木 卓 司	豊根村
監事	伊 藤 紋 次	東栄町			
監事	青 木 仁	豊橋市			

※任期 理 事 令和3年6月21日から令和5年6月定時評議員会まで
 評議員 令和2年6月27日から令和6年6月定時評議員会まで

役員等の報酬、諸手当及び弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人明峰福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であり費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第2条 報酬及び諸手当の額は、予算の範囲内において支給する。

- 2 報酬の額は、理事、監事は1回当たり5,000円、評議員は1回当たり5,000円とする。ただし、役員を兼務している施設長等には支給しない。
- 3 関係行政庁等において公私分離の原則に照らし月額給与を年間通して支給されている者については支給しない。
- 4 理事長にあつて、関係行政官庁等における公務職を兼務しないものにあつては、その責務について、年俸50万円を支給する。

(費用弁償)

第3条 費用弁償の旅費は別紙のとおり支給するものとする。

- 2 関係行政庁等において旅費支給のある場合は支給しない。
- 3 理事長にあつて、関係行政官庁等の公務職を兼務しないものにあつては、費用弁償の旅費は別紙のとおりとする。

(支給方法)

第4条 支給方法は、半期ごとに精算して支給する。

- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座への振込みとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成24年10月31日より施行し、平成24年4月1日より適用する。

附則 この規程は平成30年3月28日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

(別紙) 役員の旅費 (距離：片道)

距離	料金単価
5 k m未満	1 0 0 円
1 5 k m未満	3 0 0 円
2 0 k m未満	4 0 0 円
3 0 k m未満	6 0 0 円
4 0 k m未満	9 0 0 円
4 5 k m未満	1,0 0 0 円

*出席につき1回の単価

*自宅からの距離計算